

議案第 6 1 号

前橋市市税条例の改正について

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市市税条例の一部を改正する条例

前橋市市税条例（昭和 2 6 年前橋市条例第 3 0 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 3 3 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者に限る」に改める。

第 3 9 条の 6 第 1 項第 2 号及び第 3 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 4 号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 7 号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第 8 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 1 0 号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

附則第 2 条の 2 の見出し中「等」を削り、同条第 1 項中「この項」を「この条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前 2 項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは、年 0. 1 パーセントの割合とする。

附則第 2 条の 3 第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 3 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 2 条の 2 の改正規定及び同条に 1 項を加える改正規定 公布の日

(2) 第 3 9 条の 6 第 1 項及び附則第 3 条の改正規定並びに次項の規定 令和 4 年 1 月 1 日

2 改正後の前橋市市税条例（次項において「新条例」という。）第 3 9 条の 6 第 1 項の規定は、所得割の納税義務者が前項第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支出する同条第 1 項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した改正前の前橋市市税条例第 3 9 条の 6 第 1 項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。